

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

9 第一〇四国会における労働関係法案

第一〇三臨時国会は、一九八五年一〇月一四日召集されたが、この国会では、共済年金改革四法が成立したほか、国民祝日法が改正され、祝日の間にはさまった日を休日とすることとなった。曜日の関係で、効力が実際にあらわれるのは八八年からである。

八五年末から翌年春の第一〇四国会には、政府から、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案」「労働災害補償保険法および労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案」の三法案が提出され、第一の法案については施行日につき一部修正があったのみでいずれも成立した(第95表)。また、議員立法として「社会保険労務士法の一部を改正する法律案」が成立した。第一の法律は、多年にわたる論争点であった定年の法定について決着をつけるとともに、退職前後の高年齢者の雇用にかんする政策の基本を決定する意義をもつと考えられる。名称も変更となった。第二の法案は、掛金月額範囲の引き上げ、加入促進のための掛金負担軽減、このための国庫補助と他方における給付にかんする国庫補助の廃止のほか、転職の際に掛金納付月数の通算を広く認め、民間退職金の概念を超えた制度を導入したことが注目される。第三の法律は年金である保険給付の基礎日額に、労働者の年齢階層別賃金実態を基礎として最低限度、最高限度を定めること——したがって若年時の被災者は給付が改善し、中高年時の被災者は切り下げとなる可能性がある——等の内容をもつもので、受給者への影響も少なくないと予想される。

第四の法律は、労働および社会保険制度の内容が専門化していることから、社会保険労務士のおこなう業務の公共性、専門性および重要性の増大に鑑み、その職務内容等を充実するとともに、資質の向上を図ることをめざす改正である。

このほか、第一〇四国会では、ILO二条約(雇用政策に関する条約(一二二号、一九六四年)、人的資源の開発における職業指導および職業訓練にかんする条約(一四二号、一九七五年)の批准が承認された。第一二二号条約は、自由かつ生産的な完全雇用を政府の政策目標とするもので、ILOの重要条約のひとつである。

高年齢者雇用安定法案

提案理由説明における内容の概要(一部簡略した)は以下のとおりである。

第一に、法律の題名を「中高年齢者等の雇用の促進にかんする特別措置法」から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改めることといたしております。

また、目的規定につきまして所要の改正をおこなうほか、高年齢者は、その意欲および能力に応じた雇用その他の就業の機会が確保されるよう配慮される旨の基本的理念を明らかにするとともに、革本的理念の具現に向けた事業主、国等の責務に関する規

定を設けることといたしております。

第二に、六〇歳定年につきましては、事業主は、定年を定める場合には、それが六〇歳を下回らないように努めるものとするとともに、六十歳未満定年の事業主のうち政令で定める基準に該当するものにたいしては、引上げの要請、その他の命令および勧告、事業主名の公表等の行政措置を講ずることができるものとしております。

第三に、六〇歳台前半層までを含めた高年齢者の継続雇用を促進するための施策を明らかにいたしております。

企業内においては高年齢者雇用推進者を選任するように努めるものとしております。また、国は、六〇歳台前半層の高年齢者の雇用割合が一定の割合を超える事業主等にたいする助成等をおこなうこととしております。

さらに、高年齢者の雇用の安定等を図ることを目的として設立された公益法人を中央高年齢者雇用安定センターおよび都道府県高年齢者雇用安定センターとして指定することとし、これらに、事業主にたいする高年齢者雇用に関する相談援助、高年齢者の継続雇用にかんする給付会の支給等をおこなわせることにより、事業主のとりくみにたいする援助体制を整備することとしております。

第四に、高年齢者の再就職を促進するため国および事業主の講ずべき施策を明らかにいたしております。

第五に、国および地方公共団体は、臨時的かつ短期的な就業を希望する定年退職者等にたいし、その希望に応じた就業機会を提供する団体の育成等に努めることとしております。この目的のための公益法人をシルバー人材センターとして、また、シルバー人材センターの健全な発展を図ること等を目的として設立された公益法人を全国シルバー人材センター協会として指定することとしております。

さらに、事業主は、高年齢者が在職中から退職後の生活の準備ができるようにするため、その準備についての援助をするように努めるものとしております。

なお、以上に合わせ、現行の高年齢者雇用率制度は廃止することとしております。

中小企業退職金共済法の一部改正

提案理由説明における内容の概要(主要部分)は以下のとおりである。

第一は、掛金月額範囲の引上げであります。

現行制度では、掛金月額の最低額は千二百円、最高額は一万六千円となっておりますが、退職金給付の大幅な引上げを図るため、掛金月額の最低額を三千円に、掛金月額の最高額を二万円にそれぞれ引き上げることとしております。

第二は、掛金納付月数の通算制度の拡充であります。

現行制度では、被共済者である労働者が転職をした場合には、その時点で退職金が支給されることとされ、事業主都合による退職のように例外的な場合に限って転職前後の掛金納付月数が通算されることとされておりますが、転職率が高い実態にある中小企業労働者にも職業生活からの引退時に、ある程度まとまった退職金が支給できるようにするため、転職前において掛金納付月数が二四月以上である場合には、退職の理由の如何を問わず、その被共済者の申出により掛金納付月数を通算することができることとしております。

第三は、加入促進等のための掛金負担軽減措置の新設であります。

事業主が本制度へ加入することおよび掛金月額を増額することを促進するため、中小企業退職金共済事業団は、掛金負担軽減措置として、一定の範囲で掛金を減額することができることとしております。

第四は、余裕金の運用方法の範囲の拡大であります。

現行制度では、余裕金の運用方法は、預金、信託、有価証券等とされておりますが、生命保険を加えることとしております。

第五は、掛金の負担軽減措置に要する費用にたいする国庫補助の新設および退職金給付にたいする国庫補助の廃止であります。

本制度への一層の加入促進と掛金の増額の促進等を図るため、先に述べました中小企業退職金共済事業団等がおこなう掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、現行の退職金給付にたいする国庫補助は廃止することとしております。なお、退職金給付については、現行の水準を維持することとしております。施行期日を、余裕金の運用方法の範囲の拡大について公布日とするほか、昭和六一年一二月一日とすることとしております。

労災保険法等の一部改正

提案理由説明の要点は以下のとおりである。

労働者災害補償保険制度については、年金受給者の高齢化等新たな状況の変化が生じているところであります。このような実情を踏まえ、労働者災害補償保険審議会における検討の結果、八五年一二月、公平を欠くと考えられる点、均衡を失していると考えられる点の改善を中心に当面措置すべき制度の改善について労使公益各側委員全員一致による建議を頂きました。

政府といたしましては、この建議を尊重して、改正案を作成し、所要の手続きを経て提案をいたしました次第であります。

つぎに、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法関係の改正についてであります。

第一は、年金たる保険給付に係る給付基礎日額について、労働者の年齢階層別の賃金の実態を基礎として労働者の年齢階層ごとに最低限度額および最高限度額を定め、その給付基礎日額が労働者の年齢の属する年齢階層に应ずる最低限度額を下回りまたは最高限度額を超える場合には、当該最低限度額または最高限度額を給付基礎日額とすることとしたこととあります。

第二は、休業補償給付および休業給付の額について、現行では一日を単位に算定されているが、労働者が所定労働時間の一部について休業したときは、休業による賃金喪失分の六〇パーセントとすることとしたこととあります。

第三(略)

第四は、通勤災害にかんし、労働者の通勤経路からの逸脱または通勤の中断後の往復が通勤とされる行為の範囲を拡大することとし、現行の日用品の購入等の行為のほか、労働省令で定める労働者の一定の行為を加えることとしたこととあります。

第五は、事業主が故意または重大な過失により労災保険の手続きを怠っている期間中に生じた事故について、保険給付をおこなったときは、その費用の全部または一部に相当する金額を事業主から徴収することができることとしたこととあります。

つぎに、労働保険の保険料の徴収等にかんする法律関係の改正について申し上げます。

第一は、事業場ごとの災害率により保険料を増減させるいわゆるメリット制度について、継続事業のメリット制度の対象事業場の規模を使用労働者数が現行は三〇人以上であるものを二〇人以上とする等の改正をおこない、労働災害の防止努力が的確に反映できるようにしたことであります。

第二は、労働保険の保険料の納付の手続きについて、口座振替による納付の方法を導入することとしたことであります。

法案成立にあたり両院の社会労働委員会で、職業性疾病の認定基準の見直し、高齢被災者の介護施策、社会復帰の促進、メリット制にともなう「かくし災害」の防止、給付水準の向上等について付帯決議がなされた。

【参考資料】(1)『労働広報』、(2)『労働時報』、(3)『職業安定広報』、(4)『職業能力開発ジャーナル』、(5)『労働基準』、(6)『婦人と年少者』、(7)『週刊労働ニュース』、(8)『雇用と職業』、(9)衆議院社会労働委員会会議録、(10)労働省新聞発表資料

日本労働年鑑 第57集 1987年版
発行 1987年6月25日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
